

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行なうために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1：男性職員の育児休業の取得を促進する。

<対 策>

- ▶ 令和2年4月～ 男性職員の育児休業取得促進を図るため、対象職員へ育児休暇の申請手続方法や育児休業給付金制度等の周知や情報提供を行う。
この他、該当者に対しては、必要に応じて個別説明会を行うことで取得を促す。

目標2：所定外労働時間の削減、ノー残業デーにおける定時退勤の徹底。

<対 策>

- ▶ 令和2年4月～ 各部署ごとに繁忙期等を把握し、可能な限りノー残業デーにおける定時退勤を徹底する。
- ▶ 令和2年5月～ 各部署ごとに所定外労働の原因分析を行う。
- ▶ 令和3年3月～ 各部署において効果検証、問題点の洗い出しを行う。

目標3：有給休暇の取得促進により労働時間の短縮を図る。

<対 策>

- ▶ 令和2年4月～ 各所属課長は課員に取得を促すとともに、年次有給予定表の作成等、休暇取得意識の醸成を図る。併せて、休暇を計画的に取得しやすい環境づくりを行う。